

様式第4号（第11条関係）

基 住 第 6 6 7 号
令 和 3 年 2 月 1 日

第7区区長 平 山 康 治 様

基山町長 松 田 一 也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和2年10月15日付けで提案がありました、「西長野・金丸線の道路交通安全対策について」につきましては、区長と設置箇所を協議し、今年度中にラバーポールの設置を行います。また、速度超過を抑止するための啓発看板を設置するとともに、鳥栖警察署と連携し、速度制限超過の取り締まりを強化します。

2. 取扱いの理由

住民課で要望箇所の確認を行い、交通量調査及び速度測定を行いました。要望の箇所は、幅員が3.9m程度と狭小な箇所があるにも関わらず、1時間あたりの自動車の交通量が173台となっており、交通量が多い状況となっています。また、自動車の速度についても速度制限20km/hを超える速度で走行している状況も見られました。このため、登下校時の児童等の交通安全の向上を図る必要があるため。